

■水上公園の活用・整備のための諸条件等

1. 民間事業者の募集要項素案骨子（共通部分）

(1) 基本方針・募集目的	
▷ 公園利用者の休養機能の向上	▷ 公園の魅力向上
▷ 公園の賑わい創出	▷ 公園の維持管理等への貢献 など

(2) 事業条件	
項目	概要
事業用地	福岡市中央区西中洲 水上公園
敷地面積	1, 236㎡
用途地域	商業地域
その他 (制限等)	・建築可能面積 約100㎡程度（ただし、提案による） ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する事業内容は不可。 ・都市公園法、建築基準法その他関係する法令を遵守すること。 ・イベント実施の基本的な条件 ➢ 公園の利用者に著しく支障とならないこと。 ➢ 事故の発生の恐れがないこと。 ➢ 大音量の騒音を発生しないこと。 ➢ 専ら、営業のための宣伝、物品販売等営利を目的としないこと。 ➢ 公園周辺の居住者等に著しく支障とならないこと。 ➢ 都市公園の設置目的に照らして、その行為が妥当であると認められること。 ➢ その他、公園管理上支障とならないこと。

2. 民間事業者による休養施設の設置・管理する場合

(1) 事業スキーム	
項目	概要
事業方式	民設民営または公設民営
使用料等	事業者は、福岡市公園条例第14条に基づく使用料（1月1㎡当たり900円）を福岡市に支払う。 なお、福岡市公園条例第19条により、事業者は、許可の権利を他人に譲渡すること、転貸することはできない。 許可の期間は10年以内とする。（更新可）
営業時間	休養施設の営業時間については、特に制限はない。

(2) 施設整備条件	
・休養施設は平屋建が望ましい。 ・設備機器等は、屋外に露出することのないよう目隠しを設置するなど、景観への配慮を行うこと。 ・休養施設は公園施設として相応しい景観に配慮した施設デザインや素材、色彩とすること。 ・休養施設は、ユニバーサルデザインに配慮した設計にすること。	

(3) その他特記事項	
・公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は不可。 ・事業者は、設置場所が公園区域内であることに鑑み、取り扱うメニューや商品については、公園利用者が利用するものを主体とし、価格については利用し易い価格とすること。 ・事業者は、設置場所が公園区域内であることに鑑み、休養施設及びその周辺が公園利用者にとって常に快適な空間となるように努めるものとする。 ・事業者は、本公園が地域に親しまれる公園となるよう、休養施設の運営に当たっては積極的に地域貢献を行うこと。 ・各種イベント等が公園内で行われる場合、動線の確保等について、福岡市の指示に従い、協力すること。 ・広場空間の利用 (a) テーブル・ベンチ等の設置 事業者は、公園内の広場空間に、広く公園利用者が利用するためのテーブル・ベンチ等を公園利用者の動線を阻害しない範囲で、自らの負担で設置することができる。 (b) 賑わい創出イベント等の実施 事業者は、公園内の広場空間で、公園利用者のための賑わい創出のイベント等を実施することが出来る。	

3. 民間事業者による賑わい創出イベント等実施する場合

(1) 事業スキーム	
項目	概要
事業方式	民設民営
使用料等	事業者は、福岡市公園条例第14条に基づく使用料（1月1㎡当たり500円）を福岡市に支払う。 なお、福岡市公園条例第19条により、事業者は、許可の権利を他人に譲渡すること、転貸することはできない。
事業期間等	許可の期間は1年程度を想定。
営業時間	営業時間については、特に制限はない。

この条件は、民間発案を受けて、変更・修正を行うことも検討します。

